

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡豊丘村

2 構造改革特別区域の名称

豊丘村福祉有償運送セダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡豊丘村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 豊丘村の状況

豊丘村は、長野県の南部、中央アルプスと南アルプス山脈に挟まれた伊那谷にあり、県最南の市である飯田市から、北におよそ11kmに所在しており、人口7,221人、世帯数は2,007戸の農村である。

主産業は果樹栽培で、天竜川左岸に形成された日本一と言われている河岸段丘上において、りんご・なし・桃・市田柿などが盛んである。しかし、その担い手の多くは兼業であり、飯田市を中心とした近隣市町村の工場などに通勤している。

地形は村の約80%が山であり、7本の1級河川が村内を縦断し、深い渓谷を刻み、南北方向への交通を妨げている。定住人口は天竜川沿岸に集中しているが、山間・中段部には集落が散在し、交通弱者である高齢者・障害者・子ども等の移動手段の確保が課題となっている。

また、高齢化率は28.1%であり、県の平均と比べると若干高くなっている。65歳以上の独居老人世帯は116戸、高齢者のみの世帯は222戸となっており、毎年増加している。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

豊丘村の介護保険の認定状況は、平成17年9月1日現在で328人が要支援・要介護認定を受けており、65歳以上(2,057人)のうち、第1号保険者は321人(表1)となっている。また、居宅介護(支援)サービスを利用している人は216人となっており、その内65歳以上の第1号被保険者は211人(表2)となっている。このなかで要介護3以上の者は福祉車両での輸送が基本であるが、要支援、要介護1及び要介護2の者については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではない。

身体障害者

身体障害者手帳の交付状況は、平成17年9月1日現在で446人（表3）となっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ26人、197人の計223人となっている。

肢体不自由障害者の1・2級の者41人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者であって障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、介護者が必要である。

知的障害者

知的障害者は、平成17年9月1日現在で55人（表4）であり、1人で外出するのが困難な中度以上の知的障害者は47人となっており、そのうち更生施設に入所していない34人が在宅で生活している。

知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などができない者が多く、また、介護者や環境が変わることで、たとえば初めて利用する自動車などに乗ることによってパニックに陥る障害者も多い。そのため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に中度以上の者については、セダン型等に利用拡大した有償福祉運送サービスが必要となる。

精神障害者

精神保健福祉手帳の交付状況は、平成17年9月1日現在で20人（表5）である。このうち、1級の障害者で引きこもりの傾向がある者にとっては、心を許した人が、介護することで初めて外出が可能となり、介護者が同じ環境で同乗することの出来る有償福祉輸送サービスが必要となる。

要介護認定

（表1）要介護（要支援）認定者数

平成17年9月1日現在 単位：人

| 区分 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|------------|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 第1号被保険者 | 27 | 101 | 35 | 44 | 49 | 65 | 321 |
| 65才以上75歳未満 | 3 | 16 | 3 | 5 | 3 | 8 | 38 |
| 75歳以上 | 24 | 85 | 32 | 39 | 46 | 57 | 283 |
| 第2号被保険者 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 総数 | 27 | 104 | 36 | 45 | 50 | 66 | 328 |

(表2) 居宅介護(支援)サービス受給者

平成17年9月1日現在 単位:人

| 区 分 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|---------|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 第1号被保険者 | 16 | 76 | 30 | 30 | 30 | 29 | 211 |
| 第2号被保険者 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 総数 | 16 | 79 | 31 | 30 | 31 | 29 | 216 |

(表3) 手帳取得者状況

平成17年9月1日現在 単位:人

| 等 級 | 視 覚 | 聴 覚 | 音声言語 | 肢体不自由 | 内 部 | 計 |
|-----|-----|-----|------|-------|-----|-----|
| 1 | 5 | 0 | 0 | 17 | 55 | 77 |
| 2 | 5 | 6 | 4 | 24 | 37 | 76 |
| 3 | 2 | 2 | 1 | 49 | 35 | 89 |
| 4 | 3 | 11 | 0 | 63 | 18 | 95 |
| 5 | 6 | 0 | 0 | 33 | 7 | 46 |
| 6 | 5 | 47 | 0 | 11 | 0 | 63 |
| 計 | 26 | 66 | 5 | 197 | 152 | 446 |

(表4) 知的障害者の障害別状況

平成17年9月1日現在 単位:人

| 18歳未満 | | | 18歳以上 | | | 計 |
|-------------|----|----|-------------|----|----|----|
| 重度 | 中度 | 軽度 | 重度 | 中度 | 軽度 | |
| 11 | 5 | 2 | 17 | 14 | 6 | 55 |
| (うち更生施設入所者) | | | (うち更生施設入所者) | | | 13 |
| 0 | 0 | 0 | 11 | 2 | 0 | |

(表5) 精神保健福祉手帳交付状況

平成17年9月1日現在 単位:人

| 等 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 人 数 | 7 | 12 | 1 | 20 |

(3) 公共交通機関の状況

豊丘村内には、病院、高校がなく、障害者等の福祉施設、商店、及び工場等働く場所も少ないことから、生活の多くを飯田市および周辺町村に依存しているのが現状である。このため通院、買い物、通勤など自家用車の利用が多く、交通弱者である高齢者・障害者等や自動車免許不所持者にとっては、生活しづらい地域となっている。

村内に鉄道がないことから、隣接する高森町にあるJR東海飯田線市田駅を利用している。また、村内のバス路線は、民間経営による信南交通株式会社1社が4路線を運行していたが、今年の4月からスクールバス兼用の村内を回る3路線が赤字を原因に廃止された。このため、現在はマイクロバスによるバス運行が村営でなされているが、1日3便と少なく、村外への交通機関とも接続が悪い為、利用の状況はスクール利用の子どもを除くと、3路線合わせて日に5~6

人程度である。残りの1路線についても便数が少なく、村の一部地域しか運行されていない。また、村内に営業所を置くタクシー会社は1社である。

なお、本村では、障害者手帳1・2・3級所持者、療育手帳所持者、65歳以上独居で村民税非課税者及び75歳以上の高齢者に対し1回600円で福祉タクシーを運行し一定の成果が出ているが、運行エリアは村内に限定され、村外への連絡について対応できていない。

前述した通り、生活圏の拡大、起伏の大きい地形に対応する為、障害者などにとって、安全安心で安価で利便性の高い交通手段の確保が大きな課題となっている。

平成16年度 福祉タクシー利用実績

| | |
|------|-------------|
| 利用件数 | 18,570件 |
| 利用人数 | 22,917人 |
| 村補助額 | 15,549,780円 |

5 構造改革特別区域計画の意義

本村の地域における福祉有償運送サービスをセダン型車両までに拡大することによって、既存の社会福祉法人・NPO法人等のボランティア団体の活力を引き出し、安全安心で安価で障害者等にとって利便性の高い交通手段を確保し、移動制約者が健常者と同じように移動でき活動できる環境整備をしようとするものである。

本村は、高齢者、障害児者のため福祉タクシー事業を実施しているが、前述したとおり、住民の生活の大きな部分を周辺市町村に依存している現状を考えると、村内から村外の目的地又村外から自宅までといった交通手段の確保が課題である。又障害者等の中でも必ずしも福祉車両の必要としない方も多い。

そうした現状に対して、外出が困難な障害者等移動制約者や、福祉法人など多くの団体及び構成する個人から、セダン型車両への拡大の要望が出されている。

6 構造改革特別区域計画の目標

豊丘村では、高齢者や障害者など外出が困難な移動制約者に対して福祉タクシーを実施してきたが運行エリア(村内限定)や利用時間に制限があり、必ずしも移動制約者が満足できる利用ができる状況ではない。

特例措置によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施し充実させることにより、要介護高齢者や障害者など移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担を軽減できることになる。これによる要介護高齢者や障害者などの社会参加と介護者の就労機会の促進を図り、「皆で支え安心して暮らせる郷づくり」(H15・3制定 第4次豊丘村振興計画)に基づき、住み慣れた地域において皆で支えあい、生き生きと暮らしつづけられる地域社会を基盤とした福祉をすすめることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送においてセダン型車両まで拡大していくことにより、移動制約者が福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるだけではなく、これまでは諦めていた余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少が期待できる。また、移動制約者の外出する機会の増加に伴い、買い物等による消費の拡大等経済的な効果が見込まれる。

このように、ボランティア活動の幅ができ、また、地域住民の理解と機運が醸成されることにより、福祉部門が充実するだけでなく、広く地域活動が活発化し、豊丘村総合振興計画にある「皆で支え安心して暮らせる郷づくり」の目標達成の一助となる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業1206(1216)

9 特定改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー事業

- ・ 実施主体 豊丘村
- ・ 対象者
 - 1) 75歳以上の高齢者
 - 2) 身体障害者手帳1・2・3級所持者
 - 3) 療育手帳所持者
 - 4) 65歳以上の独居老人で村民税非課税者
- ・ 利用範囲 豊丘村内
- ・ 利用時間 午前7時～午後7時まで
- ・ 利用料 1回600円

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・
NPO等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

・豊丘村内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人等

(2) 事業が行われる区域

・出発地又は到着地が豊丘村

(3) 事業により実施される行為

・事業実施主体が使用する車両を用いて、要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償の送迎サービスを提供する行為。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されているが、知的障害者、人工透析患者、座位を保てる高齢者等に対しては、必ずしも福祉車両を用いる必要はない。このような移動制約者に対しては、セダン型車両を使用することが適当と考える。このため、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大を図ろうとするものである。

(1) 豊丘村福祉有償運送等運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による豊丘村福祉有償運送等運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の事務局は、豊丘村住民課に置く。

運営協議会は、豊丘村が主宰し、構成員は次のものとする。

- ・長野運輸支局長又はその指名する職員

- ・ 学識経験者
- ・ ボランティア団体の代表
- ・ 地域住民の代表
- ・ 有償運送の利用者の代表
- ・ タクシー業者の代表
- ・ タクシー運転手の代表
- ・ 豊丘村長が指名する職員

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(2) 運送主体

豊丘村で活動する社会福祉法人、NPO 法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む）知的障害者等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について会員登録時に説明し対応する。

(3) 使用車両

- ・ 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されており、有償運送の管理及び運営、特に事故

発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

- ・ 福祉車両は、車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・ 運営協議会の協議によって認められたセダン型車両であること。
- ・ 外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

(4) 運転者

普通第2種免許を有することを基本とする。これによらない場合は、運営協議会において以下の点について協議を行い、適当と認められた者とする。

- ・ 申請日前3年間運転免許証停止処分を受けていないこと
- ・ 長野県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習会等の講習を受講した人であること
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了したもの
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(6) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。